

屋内温水プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

屋内温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

屋内温水プール条例施行規則（平成5年岩手県規則第78号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合			料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合
放送設備	[略]	円 <u>110</u>	円 <u>270</u>	放送設備	[略]	円 <u>120</u>	円 <u>280</u>
電光表示板	[略]	<u>130</u>	<u>290</u>	電光表示板	[略]	<u>140</u>	<u>300</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。